

働く人のための

## 職場のお悩みQ&A

仕事上で直面するトラブルや悩みにお応えします。  
問合せ 産業振興課 / Tel674-7411

ID 004265



監修：  
大阪府社会保険労務士会  
大阪北摂支部

**Q** 採用面接で約600万円の借金があることを告げると、立て替えて一括返済する代わりに毎月5万円ずつ給料から返済、完済までは退職できないという条件を提示されました。その条件に応じて労働契約を締結しましたが、完済するまで退職できないのでしょうか。



**A** 会社が借金を立て替えることは問題なく、給料から少しずつ返すことも可能です。しかし、借金が残っているからといって退職できないという条件は法律上認められていません。働く人には、いつでも自由に仕事を辞める権利があるからです。

今回の場合、完済までに10年かかります。「10年間は退職でき

ない」という約束は、労働基準法の強制労働の禁止や憲法の職業選択の自由に反し、公序良俗違反となり無効と思われます。

つまり、会社には立替金の返済を求める権利はありますが、それを理由に退職を止めることはできません。退職後も返済は必要ですが、返済方法や計画については会社と相談して決めることができます。